

令和5年度

エディウイン鳴門一般席棟増築及び改修工事
基本・実施設計業務

仕様書

鳴門市企業局ボートレース事業課

本業務の内容は、エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事の基本設計業務および実施設計業務とする。

1. 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公募型プロポーザル実施要領」、「技術提案書等作成要領」、「質問書に対する回答」「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

(1) 設計は、次表のうち、○印を付したのものに関する業務を行うものとする。

業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号 別添一 第1項第一号イ 業務内容に掲げるもの及び5(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。

○	基本設計
○	建築設計
○	建築構造設計
○	電気設備設計
○	給排水衛生設備設計
○	空調換気設備設計
○	機械設備設計
○	屋外附帯設計
○	積算

(2) 目標とする工事費 100,000,000円(直工費)

(3) 増築建物等の規模

①増築部2箇所ー延床面積210㎡程度

②改修部ー既存棟内500㎡程度及び既存施設外壁

具体的な場所については配置図等参考図を参照すること。

(4) 設計書を作成する。

① エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事のうち建築工事

② エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事のうち電気工事

③ エディウィン鳴門一般席棟増築及び改修工事のうち管工事

その他、市が指示する工事区分とする。

2. 業務担当職員の種別及び資格等

業務担当職員は次のとおりとする。

業務着手時に委託業務担当技術者選任届を提出すること。

(1)管理技術者(1名以上)

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2)主任担当技術者(建築担当技術者、設備担当技術者、各1名以上 ただし、原則として上記(1)外の者とするが、発注者の承認を得たときは、この限りでない。)

主任担当技術者(建築担当技術者)は、一級建築士の資格を有している者であること。

その他の主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業

務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

3. 設計の進め方

- (1) 現地調査及び担当者との打合せを十分に行い、意匠、機能及び構造等の基本的な考え方をまとめ、基本設計内容について発注者の確認を受けたうえで実施設計作業に移ること。
- (2) 平面図及び矩計図等、設計の段階ごとに案を提出し、担当者の確認を受けたうえで作業を進めること。
- (3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、市の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めること。
- (4) 工事実施時に支障となることがないように、官公署等との打ち合わせを緊密に行い、結果を文書で保存しておくこと。(例：建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等)
- (5) 目標とする工事費は、建築工事、設備工事及び外構工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めること。
- (6) 建築及び設備の設計工程を明確にし、各設計担当者相互の連絡を密にすることにより、設計作業が円滑に進むよう努めること。
- (7) 現状施設の設備に関する把握と新しい施設を建設した時の設備に関し検討を行うこと。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項があるときは、担当者と協議して定める。

4. 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、担当者の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入し、捺印すること。
- (3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。(ただし、A4版ファイルを原則とする。)
- (4) 内訳明細書は、(一財)建築コスト管理システム研究所 営繕積算システム(RIBC2)にて作成すること。(ライセンス費は本業務に含む。)

5. 提出する設計図書等

- (1) 設計が完了したときは、設計図書(図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等)の焼図及び数量計算書等を担当者に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

(2) 成果品

次表のうち○を付したものを指定部数と原稿を提出する。

なお、基本設計図及び実施設計図については、CADデータ(CD-RまたはDVD±R)を併せて提出すること。

実施設計

	種 類	数 量 等	備 考
○	事前検討資料	必要部数	基本コンセプト及び説明書 コスト削減を図るための提 案説明書等
○	基本設計書	1 部	
○	設計図書（原図）	次に掲げる設計図書一覧表 1～3 原図のうち、○印を付したもの	原図：CADデータ(jww 又は dxf 及び PDFデータ)
○	計画図書（焼図）	A 3 二つ折製本 2 部	白焼き
○	設計書	単価入指示部数及び電子データ 単価無 //	(EXCEL)
○	数量計算書	白焼き指示部数及び電子データ	数量調書、単価調書及び見積 書等(Excel 又は PDF)
○	設計計算書	白焼き指示部数及び電子データ	構造計算書等 (Excel 又は PDF)
○	グリーン化技術チェックリスト リサイクル計画書（積算段階）	白焼き 1 部及び電子データ	
○	透視図	外観、内観	鳥瞰、方向等は係員の指示に よる
○	建築確認申請書	必要部数	申請書及び関係図書 手続業務を含む。 構造計算適合性判定が必要 な場合は、手数料を含む
○	都市計画法適合証明	必要があれば（必要部数）	手続業務及び手数料を含む
○	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書 手続業務を含む
○	施設変更届	必要部数	モーターボート競走施設変 更届として、変更前・変更 後の図面等（関連設備を含 む）
○	その他係員の指示する もの	必要部数	

(注1) 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・PDFデータ
- ・CADデータのファイル形式が、使用したCADオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf形式に限る。）を保管するものとし、それぞれをファイル別にして、整理して保管すること。

CD-R等への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。

なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

(3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

設計図書一欄表 1

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1.表紙			1. 敷地測量図	
○	2.図面目録			2. 敷地平面図	
○	3.工事概要			3. 縦横平面図	
○	4.特記仕様				
○	5.配置図、付近見取図				
○	6.面積表				
○	7.概略工程表				

設計図書一欄表 2

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	C. 建築設計図			D. 電気設備設計図	
○	1.内部仕上表			1. 変電設備機器配置図	必要があれば
○	2.平面図			2. " 系統図	必要があれば
○	3.立面図		○	3. 電灯設備平面図	
○	4.断面図		○	4. " 幹線平面図	
○	5.軸組図		○	5. " 平面詳細図	
○	6.基礎伏図		○	6. " 器具取付図	
○	7.床伏図		○	7. 電灯設備系統図	
○	8.梁伏図		○	8. " 分電盤	
○	9.天井伏図		○	9. " 器具取付表	
○	10.屋根伏図		○	10. 動力配線設備平面図	
○	11.平面詳細図		○	11. " 系統図	
○	12.矩計詳細図		○	12. " 制御盤図	
○	13.各部詳細図		○	13. 火災報知器設備平面図	
○	14.室内展開図		○	14. " 系統図	
○	15.建具表		○	15. " 制御盤図	
○	16.構造伏図		○	16. 放送設備平面図	
○	17.床梁及び壁リスト		○	17. " 系統図	
	18.床板・基礎配筋図	必要があれば	○	18. モニター設備平面図	
	19.防火壁	必要があれば	○	19. " 立面図	
○	20.既存棟改修平面図		○	20. 投票機器配置図	
○	21. " 詳細図		○	21. 情報通信設備配置図	
○	22.その他必要な図面		○	22. 防犯設備配置図	
			○	23. その他必要な図面	

設計図書一欄表 3

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、空調)			F. 屋外付帯設計図	
○	1.衛生設備平面図			1.道路平面図及び詳細図	
	2. 〃 系統図	必要があれば	○	2.雨水排水平面図	
	3. 〃 詳細図	必要があれば	○	3. 〃 詳細図	
	4.排水処理系統図	必要があれば	○	4.汚水・雑排水平面図	
○	5.換気設備平面図			5. 〃 詳細図	
○	6. 〃 系統図			6.構内配電線図面	必要があれば
○	7. 〃 詳細図			7.通信線路図面	必要があれば
○	8.冷暖房設備平面図		○	8.その他必要な図面	
○	9. 〃 系統図				
○	10. 〃 詳細図			G. 設計計算書	
	11.シャフト詳細図	必要があれば		1.構造計算書	必要があれば
	12.消火器配置図	必要があれば		2.設備構築物構造計算書	必要があれば
○	13.その他必要な図面			3.給水流量計算書	必要があれば
				4.排水流量計算書	必要があれば
				5.中継槽容量計算書	
				6.換気量計算書	必要があれば
			○	7.冷暖房負荷計算書	
			○	8.電圧降下計算書	
			○	9.照度計算書	
			○	10.その他必要な計算書	

6. 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	1.敷地測量図			6.各種設計資料	
	2.設計計画図書			7.基本設計	
	3.地質・地盤調査資料		○	8.原設計図	
	4.各種設計基準書				
	5.各種標準書				

7. 工事場所及び設計概要

(1) 工事場所

鳴門市撫養町大桑島

(2) 設計概要

- ・基本設計の策定
- ・一般席棟の増築及び既存棟の改修工事
- ・増築及び改修工事に伴う既存設備の撤去、移設、改修など

(3) 敷地等の概要

敷地等の概要

敷地： 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 48-30,48-31,48-35,48-62,48-64,48-67
主用途： 遊技場
事業種別： 増築及び既存建物改修
区域指定： 都市計画区域内
用途地域： 準工業
防火地域： 法22条の指定地域
建ぺい率： 60%
容積率： 200%
排水： 公共下水

8. 設計委託履行期間等

- (1) 履行期間 契約書による。

9. その他委託上の条件

- (1) この設計の著作権は市に帰属するものとし、市において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 設計受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。
- (3) 設計受託者は市の意図に沿うように、コスト・工期・利便性・施工性・美観・室内レイアウト・工事中の施設利用上の問題などの検討を行った上で比較検討案（平面・立面・外構・工事費など）を複数案作成し、係員の承諾を受けた上で作業を進めること。
また、係員の指示により必要に応じて焼図を提出すること。
- (4) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、設計受託者は責任ある回答を行うこと。
また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣すること。
- (5) 工事実施にあたり、設計受託者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、係員の指示により、設計受託者において設計変更図書の作成を行うこと。
- (6) 建築確認申請、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、設計受託者において行うものとする。（手数料は本業務に含む）
- (7) 設計業務を実施した結果、算出された工事費と当初の目標とする工事費との差による額の変更は行わないものとする。